# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和5年8月29日(火) 午後5時30分 開議

場 所 宇治市役所602会議室

#### 会議日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期について

日程第3 報告

日程第4 報告第9号 専決事項の報告について

日程第5 議案第14号 令和6年度使用学校教育法附則第9条第1項の規定による教

科用図書の採択について

日程第6 議案第15号 令和6年度以降使用小学校教科用図書の採択について

**日程第7** 議案第16号 令和5年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取につ

いて

会議に付した事項 会議日程に同じ

# 出席者

教 育 長 岸本文子

(教育委員)

教育長職務代理者 加賀爪 毅

委 員 中筋斉子

委 員 小山栄子

委 員 左 聡一郎

# (出席職員職氏名)

福井康晴 部 長 上道貴志 長 副 教育支援センター長 林口泰之 教育総務課長 吉田秀平 博物館管理課長 家塚智子 学校教育課長 岡野健太郎 堀江紀子 教育支援課長 学校改革推進課長 吉川貴之 黒川浩司 学校教育課副課長 土井加津美 博物館管理課副課長 学校教育課主幹 教育支援課副課長 辻 本 直 文 岸 幸子

学校改革推進課副課長 平山幸司

#### (書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 稲垣大祐 教育総務課主事 西村結衣

## **会** (午後5時30分)

- ○開会宣言 教育長が8月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、左委員を指名する。

○日程第2 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

- ○日程第3 報告
  - (1) 文教・福祉常任委員会(令和5年8月18日)について
  - (2)「要望書」等について
  - (3) 宇治市教育委員会後援事業について

以上3件を報告する。

(1) 文教・福祉常任委員会(令和5年8月18日)について

[説 明]

- ① 宇治市源氏物語ミュージアム空調機器改修工事の変更契約に係る専決処分の報告について
  - ○渡辺 浩司 委員
    - ・開館後、空調の現在の状況について。
    - ・工事遅延に対する考え方について。
    - ・今後工事の進捗管理をどうしていくのか。
    - ・仮設空調機の発注の方法について。
  - ○谷上 晴彦 委員
    - ・遅延理由の特殊な場所の設置場所というのは事前にわかっていたことで、遅 延理由には該当しないのではないか。
  - 〇西川 美代子 委員
    - ・仮設空調機の費用の内訳について。
  - ○真田 敦史 委員
    - ・今回難しい工事ということだが、他の市内の公共施設等で、こういった難し

い工事現場はあるのか。

## ○宮本 繁夫 委員

- ・3月の文教・福祉常任委員会での報告以降の説明がなく、工事費1,700 万円の増額や仮設空調機の費用を本日初めて聞いたが、途中経過についてな ぜ報告がなかったのか。
- ・設計図書どおりに作れば問題ないはず。調整が必要になるというのはどうい うことか。
- ・設計図書に対する点検、納品時の点検等について。
- ・工期設定当初の設計に問題がないというなかで、なぜ3,700万円も余計 にかかったのか。

# ② (仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業について

- ○渡辺 浩司 委員
  - ・この間の説明会の参加者の状況について、重複の参加者はいたのか。案内は 全対象に実施したのか。
  - ・体育館の空調設置について前向きに検討していただきたい。
  - ・インスタグラムに載っている信州大学の研究内容について。

#### 〇谷上 晴彦 委員

- ・小学校の開設・統合時期について、令和8年4月に行う理由は何か。
- ・工事期間中に小学生を集めるのは危険であり、保護者の理解が得られていないと思う。また、単学級については特に問題はないのでは。
- ・体育館の空調設置、避難所機能を有する体育館について市教委の方針は。
- ・国庫補助のメニューの照会を含めて、短期間での空調設置について。
- ・アレルギー食、給食センターの給食実施について。
- ・西小倉地域小中一貫校への給食の配送車が1日何回入るのか。
- ・正面の入口の児童生徒との交錯が心配であるがどうか。具体的な対策はどう するのか。
- ・説明会で保護者、地域意見に反対意見が多くあったと思うが、納得する答え がないというなかで、意見に対する回答をしっかりしていくように。また、 市教委の考え方について。

#### ○西川 美代子 委員

- ・ (仮称) 西小倉地域小中一貫校の模型を準備する予定はあるのか。
- ・新しい学校の机・椅子は現在の物を持っていくのか。

#### ○真田 敦史 委員

- ・この間の説明会の参加人数についてどのように考えているのか。
- ・今行っている説明会のやり方には限界があり、意見はたくさん出ているが、 いろんな要望もあり市教委としてもっとできることは提示していただきたい。 また、学校行事を活用した説明会、そういったことへの考え方について。

- ・小中一貫校全体の詳細な整備スケジュールに不透明なところがあるのと、新 しい学校の小中一貫教育の内容がしっかりとわからない。
- 体育館空調について。

## ○宮本 繁夫 委員

- 体育館について、現在予定している断熱の効果はどれくらいか。
- ・アスベストの影響について、工期に影響が出るのか。
- ・源氏物語ミュージアムのように工事が延期する恐れがある。その中で、保護 者への説明等は丁寧にすべきである。
- ・新しい学校の特別支援学級の児童生徒の人数や教室の数等について。
- ・特別支援学級へのシャワー設置について。
- ・避難階段を外側になぜ用意しないのかという、外への避難経路について。
- ・この間、保護者からもたくさん要望等も出ていると思うが、できること、で きないことをきちんと説明するべきではないか。

## (2)「要望書」等について

[説 明]

2件の要望書の提出があった。1件目、新日本婦人の会より「要望書」として「宇 治市立小学校、中学校のより良い学校給食の実現についての要望」、2件目、より豊か な学校給食をめざす京都連絡会より「安全性を確立し、より豊かな学校給食をめざす 要望書」である。

[質 疑] なし

## (3) 宇治市教育委員会後援事業について

「説 明]

エドモンドプログラミングスクール主催の「プログラミング無料体験イベント」ほか10件、計11件の事業について後援した。

また、宇治市女性の会連絡協議会の「女性いきいき学校」について、共催した。

[質 疑] なし

## ○日程第4 報告第9号 専決事項の報告について

「説 明]

本件については、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

宇治市学校運営協議会委員の任命について、宇治市教育委員会事務委任等に関する 規則第4条第1項第4号の規定により、専決処分をおこなった。

学校運営協議会委員については、各校の学校運営協議会で「育てたい子ども像」、「目

指すべき教育」のビジョンを保護者や地域と学校が共有し、目標の実現に向けた熟議を行っていただく。今回、8月1日付けで新たに1名を任命したことから、学校運営協議会委員は264名となっている。

「質 疑 なし

○**日程第5** 議案第14号 令和6年度使用学校教育法附則第9条第1項の規定による 教科用図書の採択について

「説 明]

小・中学校の特別支援学級において、当該学年用検定済教科書を使用することが適当でない場合、下学年の検定済教科書及び文部科学省著作教科書の使用や、市町村教育委員会が採択することにより、学校教育法附則第9条第1項の規定によるその他の一般図書を、教科用図書として使用することが可能となっている。

また、採択そのものの手続きについては、学校教育法第34条第1項及び第49条 に基づく教科用図書と異なり、設置者責任による独自採択となる。

令和6年度に本市の特別支援学級で使用する教科用図書について、議案にある「令和6年度一般図書採択一覧表」の図書を、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号に基づき採択を求めるものである。

[質 疑] なし

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○日程第6 議案第15号 令和6年度以降使用小学校教科用図書の採択について 「説明]

本議案は、令和6年度以降小学校で使用する教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定に基づき、去る7月24日開催の山城教科用図書採択地区協議会における協議結果を受け、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき、議決を求めるものである。

山城教科用図書採択地区協議会は、採択する教科用図書の協議を行うにあたり、意見を広く聴取するために教科用図書の見本を順次展示する巡回展示を実施しており、本市でも6月5日から7月4日までの間、市内小学校3校(宇治小学校・伊勢田小学校・西大久保小学校)と、市役所6階及び西館会議室において教科用図書の見本を展示し、25名の閲覧と25件の意見書の提出を受けている。これらを含む山城地域全体の意見も踏まえて協議された結果、国語は光村図書出版、書写は東京書籍、社会は

日本文教出版、地図は帝国書院、算数、理科及び生活は新興出版社啓林館、音楽は教育芸術社、図画工作は日本文教出版、家庭科は開隆堂、保健は東京書籍、外国語 英語は光村図書出版、特別の教科道徳は日本文教出版である。今回は、前回までの教科用図書から発行者が変更となった教科が、英語と道徳、2教科になっている。英語については、児童にとって見通しを持って学習が進められること、また、教員にとっては学習の流れが具体的に示されていることなどにより指導がしやすいものとなっていることが考慮されている。さらに、児童同士の会話が広がりやすい学習活動が例示されている点、家庭学習でも活用できるQRコンテンツの掲載が豊富なことなど、児童自らが主体的に学習するための配慮がされているかが考慮された協議結果である。道徳科については、社会の変化を受けやすい教科になり、不易と流行がバランスよく掲載されていることが求められる。いじめや情報モラルについては日常生活に置き換えて考えられること、また、人物教材では子どもたちの年齢に近い人物を取り上げ、自己肯定感が高められる教材になっているかなど考慮されている。さらに、道徳ノートなどの活用により、自分の学びを振り返り自己調整力がはぐくめるよう配慮されているかといった点が考慮された協議結果である。

以上により、山城教科用図書採択地区協議会の協議結果どおり採択することが適切であると判断し、提案するものである。

# [質 疑]

- [委 員] 国語の教科書は前回と変わらず光村図書出版で、教材に関しては昔から 定番となっているものがあるが、令和の時代の児童にとってどういう感 じなのか。古いままをそのまま学んでも大丈夫かと少し心配だが、どう なのか。
- [事務局] 3社の中では、光村図書、東京書籍については古いものが掲載されている。それは国語を教える視点として大切にしたいことが教えられる内容であるからである。その中で、光村図書においては、単元名で言うと6年生の「ぼくのブック・ウーマン」という古いアメリカの読み物で、こういった新しいものを取り入れている。現在の生活感覚と違う部分があって、読み応えがありながら、子どもたちに主体的対話的な学習が実現できるようになったものという研究員からの報告があった。
- [委員] 子どもたちと接するなかで、本を読む、字を読むということ自体の機会が減ってきている現状があり、授業の中できっちりと取り組まないと読んでもらえないのではないかという状況を感じることがあるが、昔から続いているような読み物で、光村図書はどういうものを取り上げているのか。
- [事務局] 古くから使われている教材も多くある。例えば2年生では「スーホの白い馬」、3年生では「モチモチの木」、4年生では「ごんぎつね」、5年生では「大造じいさんとガン」、6年生では宮沢賢治の「やまなし」という

ものが使われており、やはり日常の言葉とは違う読み物として大切にしたい言葉が入っているものとして、掲載が続いているものである。その他、図書館や読書活動に特化して単元が設定されており、6年間を通して約530冊の読み物が紹介されている。

- [委員] 国語について、今読むことの大切さの話があり、まさにそのとおりだと思っている。子どもたちの学習活動として読むことに親しめるような形にしていくことが大事であると思うが、その観点ではどういった部分がされているのか。
- [事務局] 光村図書では、1年生に「大きなかぶ」という単元がある。他の教科書会社と違って10ページが対に出されている。1年生というと就学前からの連携というところでは、子どもたちにとって親しみやすい単元であるが、一文が短く掲載され、リズムよく音読ができるよう工夫されており、自分たちが楽しんで主体的に学習できるような工夫がなされている。
- [委 員] 今回変更になった教科が道徳ということで、私が日頃携わっている食育については、道徳に精通している部分があると思っている。道徳の教科書は具体的にはどういう部分で変更になったのか。
- [事務局] どの教科書会社も単元については工夫されており、道徳の内容項目に沿った伝統文化というものも使われているが、日本文教出版は他の教科書会社と違い、道徳ノートを唯一準備している。これは教員にとっても、あらためてプリントを用意することがなく、また自由度の高い部分、細かい項目でなく大きい項目で子どもたちが変えていける内容になっている。活用がしやすいということで、6年間を通して子どもが学習した内容を振り返るということでは、道徳ノートというものがあるということが大きい。
- [委 員] 私が料理教室等で中学校に行って料理を作るとき、生徒たちのレシピは 白紙で、覚えたことを全部自分で書き留めて後で実践するという形なの で、それを小学校の時から自由度の高い、自分で考えてノートにすると いうのはとてもよいと思った。
- [委 員] 二次元コードがどの教科書にも使われており、どのページをめくっても 二次元コードがある。子どもたちが1人1台端末で学習に臨めるという 状況が生まれたからのことだと思う。この二次元コードは身近なものに なってきているが、教科書のQRコンテンツがどのような形で有効なの かを教えていただきたい。
- [事務局] 例えば、音楽の教育芸術社であれば、QRコンテンツにつながって、子 どもたち一人ひとりが正確なリズムで刻まれた音楽を繰り返し聴き、自

分で主体的に学べるように工夫されている。外国語の光村図書出版では 豊富なQRコンテンツが用意され、家庭学習にも活用ができる。また家 庭科であれば、裁縫の進度がばらばらになっていくときには、子どもた ちが自分の進度でどこでどうしたらいいのか確認できるということで、 QRコンテンツが載っていることで子どもの主体的な学びを促すために も有効である。

- [委 員] 小学校の家庭科の授業は、調理実習にしても調理技術とか調理理論というところまではいっておらず、なぜこれを学んでいるのかという歴史、 食文化というところが非常に重要だと思うが、教科書で食文化に触れている部分というのはあるのか。
- [事務局] 5年生から始まる家庭科なので、技量、技能の部分が大きく占めている。 その中で食文化という部分は、開隆堂については調理実習で味噌汁を作 ることになっており、味噌文化ということで、全国の味噌料理を掲載し ている。味噌の使い方は各地によって違いがあり、子どもたちにとって は刺激になるものであると思う。
- [委員] 日本の伝統的な発酵文化があり、そこから進展して江戸時代に醤油が出てきたというような、昔は京料理の対象は酢と塩しかなかった等、そういう深い部分にも触れてほしいと思う。
- [委 員] 文化の話があったので、社会について。宇治には平等院という世界遺産があり、地理的な特徴として天ヶ瀬ダムや自衛隊といろいろあるが、子どもたちにとって身の回りにある施設というのを教材として学ぶと、意欲的に興味を持って学べるのではないかと思うが、その点は教科書ではどのような記載になるのか。
- [事務局] 日本文教出版のものでは、近畿地方を扱う内容が多いというように研究 員からの報告がある。4年生の「くらしをささえる水」という単元では、 天ヶ瀬ダムが出ている。他にも天橋立、舞鶴、奈良県や和歌山県を扱っ た記載が多くある。自衛隊については各社とも変わりはないが、災害救 援についての記載が見られる。
- [委 員] 算数、理科は啓林館。1年生の頃は数図ブロック等具体的なものを使って考えて学習するところから、3・4年生になると抽象的な思考もしないといけなくなる。そこでつまづきがあって、算数嫌いになったりする分かれ目になる。そのあたりを二次元コードももちろん有効だと思うし、教科書もうまく編集されていると思うが、特にこの啓林館が優れていると思うのはどんなところか。
- 「事務局」 研究員の報告では、算数では「密度と速度」という単元がつまづきやす

いが、啓林館ではキーワードをうまく使って説明がなされているということであった。理科では「てこ」の学習があり、どのような力が働いているかということで、力というのは目に見えないものであるが、子どもたちの生活に関係のある課題で、問いとして考えられるように工夫がなされているのが啓林館の特徴である。あとは、答えがすぐに見えるような形ではなかなか子どもたちが主体的に考えることができないが、ページ割についても工夫されている。

[委員] 例えば家庭科の中で、包丁の技術的な写真があるときに、左利き用の写真が載っていたと思う。これは全体的に考えると少数派だと思うが、家庭科に限らず、全体的にこういった少数派の部分の取り扱いについて、どのように考えて教科書を作っているのか。

[事務局] 開隆堂の教科書では大きな写真で、例えばじゃがいもをむく包丁の写真がある。少数派といえども子ども一人ひとりの学びは大切であり、その子を待たせて、またその子に指導ができないというような状況は起こってはいけない。なかなか教員が右利きであれば左利きでやるというのは大変難しいので、こういった写真掲載があることは大変助かるものと思う。

[討論] なし

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○**日程第7** 議案第16号 令和5年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

市議会提案前の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条 第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

## 「説 明]

令和5年9月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から8月29日付けで意見を聴取されているもので、教育委員会としては、この内容に異議がないとするものである。議案は「令和5年度宇治市一般会計補正予算(第3号)」である。

それでは補正予算の内容について説明する。不登校児童支援強化費についてである。 登校はできるものの、教室に入ることが難しい児童に、学びの場の選択肢を広げるため、 小学校に不登校児童に対応する担当支援員を配置し、校内におけるもう一つの居場所を 確保しようとするもので、今回は市内5校をモデル校として実施することから、285 万円を計上するものである。

[質 疑]

[委 員] 可決されたら、いつから実施できるのか。また、配置校 5 校の選択の基準 は何かあるのか。

[事務局] 可決されるのは9月定例会の最終日(10月10日)になり、それ以降に執行できるようになるので、早くても10月途中か11月頃になる。配置校の選定は、市内の中学校ブロックの中から小学校1校とする。5校は西小倉中学校、南宇治中学校、槇島中学校、東宇治中学校、木幡中学校ブロックから小学校を決めている。

[委員] この5ブロックを選んだ理由は何か。

[事務局] 西小倉、南宇治、東宇治、木幡の各中学校には不登校の加配がある。中学校から不登校支援の方法等のノウハウを引き継ぎながら小学校で別室指導を行っていく形になる。

[委 員] 5校に対して人員を配置する予算だと思うが、学校に何人、というように なっているのか。

[事務局] 基本的には各学校1人で考えている。

[委 員] 対象児童が多いからこの学校が選定されているのではないということでよいのか。

[事務局] 小学校は学級担任制であるが、中学校は教科担任制で学級担任を持っていない人もいる。そのような状況で中学校の方がより別室対応しやすいが、小学校はなかなかしづらかったので、小学校では全校においてその課題があると考えている。理想は20校全でに配置したいところであるが、モデル的にどこまでできるのかいうところを見ながら、次につなげていけたらと考えている。小学校では職員室の片隅や保健室で、いつも同じ人が対応できるとは限らない。不登校児童が増える中、何とかそういった人員を配置し、中学校のように安定して子どもが選択して行ける場所を作ってあげることが大きな目的である。

[討論]

[委 員] 次年度以降も予算がつき、継続して事業が行えることをお願いしたい。

[採決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○閉会宣言 教育長が8月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

**G** (午後6時47分)